

# 瀬戸市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時30分から午後2時50分
- 2 開催場所 市役所庁議室
- 3 出席委員
- |     |        |   |          |
|-----|--------|---|----------|
| 1番  | 伊藤 憲昭  |   |          |
| 2番  | 井上 俊英  |   |          |
| 3番  | 小澤 早由里 |   |          |
| 4番  | 加藤 卓夫  |   |          |
| 5番  | 作石 正太郎 |   |          |
| 6番  | 高島 八十三 |   |          |
| 7番  | 武田 晴光  |   |          |
| 8番  | 長江 和春  |   |          |
| 9番  | 中村 征実  |   |          |
| 10番 | 藤井 義廣  |   |          |
| 11番 | 矢野 洋三  |   |          |
| 12番 | 横道 厚子  | 欠 | (出席 11 ) |

## 4 議案

- 第1号 農業委員会会長の互選について
- 第2号 農業委員会会長職務代理の互選について
- 第3号 議席の指定について
- 第4号 議事録署名者の選任について
- 第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第6号 農業委員会委員等の担当地区について

- 報告事項1 愛知県農業会議会議員について

事務局長  
(課長) 本日は、大変お忙しい中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、新たに任命されました委員による初めての総会となりますので議長が決定するまでの間、私が議長を代理させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてあります議事日程に従いまして、議事を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

仮議長  
(事務局長) まず、「議案第1号、農業委員会会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項において「会長は、委員が互選したものををもって充てる」とされております。

どなたか立候補なさる方はいらっしゃいますか。

(会場) 声なし

仮議長  
(事務局長) それでは、どなたかご推薦はございますか。

高島委員 議長（手を挙げて）

仮議長  
(事務局長) 高島（たかしま）委員、どうぞ。

高島委員 前回に引き続き、（行政経験が豊富で、市の農政にも精通されている）伊藤 憲昭（いとうのりあき）委員を推薦します。

仮議長  
(事務局長) 只今、高島（たかしま）委員から、伊藤 憲昭（いとうのりあき）委員の推薦がありましたが、その他にご推薦はございますか。

(会場) 声なし

仮議長  
(事務局長) それでは、伊藤 憲昭（いとうのりあき）委員を会長とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会場) (挙手多数)

仮議長 挙手多数と認めます。それでは、伊藤 憲昭（いとうのりあき）

- (事務局長) 委員を会長に決定いたします。  
会長が決定しましたので、議長を会長に交代いたします。  
それでは、伊藤会長、正面の席にお着きいただき会議の再開をお願いいたします。
- 議長 只今、引き続き会長という大役を拝命いたしました伊藤 憲昭（いとうのりあき）と申します。任期中、一生懸命に努めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。
- 議長 それでは、次に「議案第2号 農業委員会会長職務代理の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項において、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する。」とされております。会長の職務代理について、慣例により私から藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員を推薦いたしますが、ご異議ございませんか。
- (会場) (異議なしの声多数あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員を会長職務代理に決定します。では、藤井委員からあいさつをお願いいたします。
- 藤井委員 只今、会長にご推薦いただき、皆様にご承認いただきました藤井義廣（ふじい よしひろ）と申します。任期中、精一杯努めさせていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長 次に、「議案第3号 議席の指定について」を議題といたします。農業委員会会議規則第6条の規定により、「会議の議席は、会長が定めるものとする。」をされております。現在座っていただいている席は、仮議席として氏名の50音順となっておりますが、この仮議席を本議席としたいと思っておりますがいかがでしょうか。
- (異議なしの声多数あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。それでは、現議席のとおり議席を指定します。議席の番号は右から順に、1番から12番とします。

議長 続きます、「議案第4号 議事録署名者の選任について」を議題といたします。慣例により、私が指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名者は、  
2番 井上 俊英 (いのうえ としひで) 委員、  
3番 小澤 早由里 (おざわ さゆり) 委員  
の両名にお願いします。

議長 続きます、「議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 (係長) 「議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とされております。

事務局は、令和5年2月20日から令和5年3月17日まで推進委員候補者の募集を行い、議案書のとおり定数8名に対し8名の方から推薦及び応募がありました。法に基づきその内容を精査した結果、いずれの方も推進委員として適当と判断しました。

また、推進委員の任期は農業委員会委員と同様に令和8年7月19日までとすることが適当と考えます。

議案第5号につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。議案第5号について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって議案第5号について原案のとおり委嘱することに決しました。

議長           続きます、「議案第6号 農業委員等の担当地区について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局  
(係長)       「議案第6号 農業委員等の担当地区について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により、「農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。」とされております。

議案書にお示ししましたが各推進委員の推薦団体の地域周辺を担当していただくことを優先し、区域を割り振りしました。

また、参考資料には農業委員会委員のみなさまが主に担当いただく区域を示しておりますのでご参照ください。

農地パトロール等に支障がないよう、農業委員会委員と協働できるように配慮して割り振りを行っております。

必ずしも各委員のみなさまが詳しくわかる地域ばかりではないかと思いますが、ご確認のほどよろしく願いいたします。

議案第6号につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。議案第6号について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長           特にご質疑もないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号について、原案のとおり担当する区域を定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって議案第6号について原案のとおり担当区域を定めることに決しました。

続きまして、「報告事項1 愛知県農業会議会議員について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局  
(係長)

「報告事項1 愛知県農業会議会議員について」ご説明いたします。

一般社団法人愛知県農業会議は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的として農業委員会等に関する法律第42条の規定により指定された組織となっております。

愛知県農業会議会議員は、愛知県農業会議会則第7条第1項第1号において市町村農業委員会の会長が会議員となることと定められておりますので、伊藤 憲昭（いとうのりあき）会長が会議員となりますのでご報告します。報告事項1につきましては以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質疑等はございませんか。

(質疑等なし)

議長

ご質疑等もないようですので、報告事項は以上といたします。  
本日の日程については、終了いたしました。委員のみなさまから他に何かありますでしょうか。

(質疑等なし)

議長

それでは、事務局の方で何かありますか。

事務局  
(関)

事務局からは2点連絡事項がございます。

1点目につきまして、農業委員会の年間開催予定ですが、お手元に配付させていただいております資料のとおり、原則として毎月24日の開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

2点目につきまして、お手元に農業委員会業務必携をお配りしておりますが、次回農業委員会におきましては、早速案件のご審議をいただくこととなりますので、ご一読頂けますようよろしくお願いいたします。

次回の農業委員会定例会前に、事務局から農地法等につきまして説

明をさせていただきますが、9月4日（月）に尾張部の農業委員会の研修会が開催され、さらに詳しい内容の研修となるため、みなさまにはご出席をいただきたく思いますので、ご予約のほどお願いいたします。集合時間等は、次回の農業委員会定例会で説明をさせていただきます。事務局からは以上です。

議長

何かご質問などありますでしょうか。

（質問無し）

議長

特に質問もないようですので、以上をもちまして、閉会します。ありがとうございました。